

納税環境整備に関する専門家会合（第9回）終了後の記者会見議事録

日 時：令和4年10月28日（金）12時10分

場 所：財務省国際会議室

○松汐税制第一課企画官

本日、第9回の専門家会合が開催されましたので、その内容について簡潔に御説明したいと思います。

本日は、昨年の「納税環境整備に関する専門家会合」における議論において今後の課題とされていまして、記帳水準の向上や適正申告を図る上で、既存の牽制措置では必ずしも対応できない納税者の行為への対応について議題として取り上げたところでございます。

また、9月16日の総会におきまして、岡村座長から高齢者など個別のサポートが必要な納税者の皆様への対応についても取り上げてはどうかという御意見をいただきました。

これらの点を踏まえまして、具体的には、一点目が個別のサポートが必要な納税者への対応について、二点目が税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応について国税庁から説明をいただいた後、意見交換を行いました。

議論の内容につきましては、先ほど皆様がお聞きになったとおりにかと思っております。

私からは以上でございます。

○記者

最初に、確定申告について、自宅でのe-Taxが直近で、会場での申告よりも上回ったというのを知りましたけれども、今後こういう潮流が出てきたときに、確定申告会場の在り方といいますか、私も地方局とかを取材しているとき、大規模会場で多くの人を集めてというところがありましたけれども、今後、会場に行かないとなかなか作業が難しい人への配慮を想定すると、中長期的なところでもう少し分散させたような小さめの会場を行きやすい場所に置くとか、長期的にはそういうことも考えられるのか、今後の確定申告の会場の在り方はどのように考えていますでしょうか。

○松汐税制第一課企画官

確定申告の事務運営そのものについては国税庁の方で今後考えていくのだと思えますけれども、大きな流れで言うと、今日の議論でもあったと思えますけれども、まずデジタル化によって申告をしやすい環境を整えるというのがあるかと思えます。税務署ないしは申告会場にいらっしゃる方は、申告について、これを出していただいているのですよみたいなサポートが欲しい方がいらっしゃるかと思えますけれども、そこら辺につきましては、前回の専門家会合でもありましたけれども、チャットボットといった形で知識的なサポートがある程度得られやすい環境というのをやっていながら、申告会場での専門知識のようなものについてのサポートは、会場でなくてもできるよ

うにしていくという形がもし取れていけば、まさにデジタルにアクセスするのに難しいという方が税務署でのサポートを受けるということは考えられようかと思えます。

他方、足元は、どうしてもまだまだ申告会場はごった返しているような状態でございますので、そういったデジタル化の対応をやりながら利便性を高めていって、知識的なサポートが必要な方の来場を極力抑えていくという形になっていって、中長期的にはデジタル化にアプローチできない人に対するサポートみたいな形をやっていくというのはあり得るのかなと考えています。

○記者

もう一点、いわゆる不公平な脱税のケースが幾つか事例でありましたけれども、素朴に思ったのは、調査拒否あるいは連絡が取れないというケースが、事例が6件ある中の前半部分で幾つかあったと思うのですけれども、反面調査以外の打開策というのはなかなか難しいのかということと、直接行かないでリモートでの調査が今後やっていく一つの方向性として示されましたけれども、それが普及すると逆になかなか会えなくなったり、途中で面会謝絶、なかなかコンタクトが取れなかったりみたいなことがより増えてしまうような可能性が考えられないのか、その辺りはどう見えていますでしょうか。

○松汐税制第一課企画官

デジタルが進めば、ある程度できる範囲のことは増えてくるのだらうと思えます。反面調査をしなくても、今日、梶川特別委員がおっしゃっていましたが、収入ベースのことは分かるような環境が整う場合もあるのだらうと思っています。

ただ、デジタルの中でも経済的な価値を生むものが、最近またメタバースとかいろいろ変わってくる中で、法定調書提出の義務を課したり、お願いしたりするような環境になるには結構時間もかかるでしょうから、そういった取引が起こって、一定の人たちの中ではやる状況になって、経済的な価値についての申告が見当たらないみたいな形の問題意識があって、法定調書化されるまではそういったことには時間的なギャップは生じるのだらうと思えますので、デジタル化してもそこに対してできない場合はまた時々あるのだらうと思えます。

また、応じていただける、いただけないというのは、まさに向こうが応じていただければ、リモートでも謝絶になるというのは御指摘のとおりでございます。そういったときに応じていただくための牽制措置が必要になっていくのだらう。これは、今で言うフェイス・ツー・フェイスで会うのであっても、デジタルにおけるウェブでの調査であっても同じようなことかと考えています。

○記者

今回で言うと、重加算税が今後もっと適用ができるのかということと兼ねて、牽制措置という意味で一つなり得るということですか。

○松汐税制第一課企画官

今回の議論の中では、現行の加算税を少し手直しすればできるだろうというものと、加算税の枠内でやるべきなのだろうけれども、加算税の中で今とは違う加算税を設けなければならないだろうというもの、加算税のらち外とといいますか、第三者による不正の加担みたいなところがあるかと思います。

そういった牽制措置をやっていきながら不正を防いでいく措置を講じていかなければいけないのだろうと思っています。

[終了]